

平成29年度 第1回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成29年4月17日(月) 14時00分～ 14時40分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	佐土原委員(会長)、奥委員(副会長)、岡部委員、小熊委員、木下委員、田中(伸)委員、津谷委員、葉山委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、菊本委員、五嶋委員、田中(稲)委員、中村委員
開催形態	公開(傍聴者11人)
議 題	1 横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書について
決定事項	平成28年度第22回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成28年度第22回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

特に意見なし

2 議題

(1) 横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書について

ア 市長意見(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥副会長】

全体の内容は良いと思います。1 全般的事項の(1)～(5)について、順番を入れ替えてはどうでしょうか。(5)に「地域特性を考慮し環境要素を幅広く検討すること。」とあるので、(1)に続けるのが適切だと思います。また、(4)で定量的な比較について求めています。が、(1)に対してはその必要はないと考えます。よって、(5)を2番目に、(2)～(4)は順次繰り下げ、(4)中の「上記(1)～(3)」は「上記(2)～(4)」とするのがよいのではないのでしょうか。

もう一点、旧(4)は、事業の社会性、経済性の観点からも検討するよう言及していますが、まず第一に必要なのは、環境的な側面を定量的に把握・比較することだと思います。よって、「事業の環境面の影響はもとより」のような一文を、社会性、経済性の記述の前に入れた方がよいと思います。

【事務局】

そのようにいたします。新(5)は次のようにします。

「上記(2)～(4)について可能な限り定量的に比較し、候補地の絞込みにおいては、環境面での影響はもとより、事業の社会性、経済性の観点からも比較し、決定案が他案と比べて優位である理由を示すこと。」

【水野委員】

経済性の観点はアセス以外で別途検討されると思います。審査会の場で議論があったわけでもないため、削除してもよいのではないのでしょうか。

【佐土原会長】

経済性という言葉が前面に出ないほうが良いということですか。

【水野委員】

アセスでは、あくまで環境面についての検討を行うべきであると考えますので、経済性、社会性を削除してもおかしくないと思います。あるいは、社会性は様々な要素を含むため、削除するのは経済性だけでもいいかもしれません。

【津谷委員】

環境面だけで事業計画を決めることはできません。例えば、A案とB案を比べて、Aが環境面で若干優位である場合でも、経済性で圧倒的にBが優位であれば、おそらくBが選定されます。「経済性の観点から比較する」ということも記述しておかないと、なぜある案が選択されたのか分か

らなくなる可能性があります。正面から全部検討させて、経緯を明らかにした方が良いのではないのでしょうか。

【水野委員】 では、「経済性はもとより」としてはどうでしょうか。

【奥副会長】 この審査会では環境面からの議論が主になりますが、情報公開の観点、事業の透明性を確保する観点からも、環境、経済、社会の3側面から、どのように意思決定がなされたのかを市民に対して公開したほうがよいと思います。事業者が市長意見のとおりを検討を行うかは保証の限りではありませんが、審査会としては、環境、経済、社会の3要素を盛り込んだ意見が適切と考えます。

【田中(伸)委員】 語順を入れ替え、「社会性、経済性の観点だけでなく、環境面についても十分な検討を行い」のように、強調したいものを最後にもってきてはどうでしょうか。

【佐土原会長】 これまでの意見を総合的に判断すると、環境面は当然として、これに社会と経済を付ける形がいいのではないのでしょうか。よって、「事業の環境面の影響はもとより」の一文を、社会性、経済性の記述の前に入れる案でいかがでしょうか。

【各委員】 異議なし。

【木下委員】 別の記述部分で質問があります。1全般的事項の第3段落に、「3海域を事業実施候補地として選定した根拠を示すよう」という主旨の一文がありますが、これは配慮書としての充実を求めるのか、それとも、計画段階の検討も方法書に記載する必要があるという意味でしょうか。

【事務局】 計画段階の検討も方法書に詳細な記述をする必要があるという意味です。

【津谷委員】 主務省令第3条には、複数案の設定方法として、区域または規模のどちらかとありますが、今回、規模ではなく区域の複数案を設定した理由を方法書で明らかにすることも、市長意見に記述して頂きたいと思います。

【事務局】 前回の事業者の説明では、約140haと面積を決めた根拠が、1km程度の岸壁が必要であること、その荷捌きスペース及びコンテナターミナルとなる広大な土地が必要であること、南本牧ふ頭の事例も考慮したことなどであり、事業目的や必要性の観点から、動かしようがないということでした。このあたりも方法書に記載されるものと考えています。

【横田委員】 1全般的事項の(1)で、「各環境要素の経年変化」とありますが、これはどこからどこまでをイメージしているのですか。

【事務局】 前回の審査会で岡部委員からいただいた、「これまでの埋立事業の事例データを収集し、一時的に大きな影響が発生するかどうかなども把握すべき。」という意見をイメージして記載しました。

【横田委員】 「経年変化」がどこからどこまでを意味するのかを具体的に述べたほうがよいのではないのでしょうか。主務省令第4条第2項第2号に「当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。」と記載があります。このような具体的な記述にして、どこまでの情報を把握する必要があるのかを明確にすべきだと思います。

【事務局】 方法書作成の段階で、収集すべき資料が具体的になるとしますので、そこで具体的な記述にしていきたいと思います。

【佐土原会長】 他にご意見がなければこれで審議を終了とします。

事務局は当審査会の意見を十分に踏まえたうえで、市長意見の確定をお願いいたします。

資料

- ・平成28年度第22回（平成29年3月28日）審査会の会議録【案】
- ・横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 計画段階配慮書に対する市長意見（案）
事務局資料